

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省令〕

- 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二二）
  - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七四）
  - 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁五）
  - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一二）
  - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示

七 六 五 三 一

○新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件

八  
金三〇

文部省令第二十二号

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

改 正 後	（感染症の種類）	第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。
一 「略」	二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳 <sup>せき</sup> 、麻疹 <sup>マシ</sup> 、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳 <sup>せき</sup> 、麻疹 <sup>マシ</sup> 、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
三 「略」	三 「同上」	一 「同上」
〔略〕	〔略〕	〔略〕



3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第三項第二号、第二十条の三第三項、第五项及び第六項、第二十二条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

## 4 (略)

## (指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
二	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）及び新型コロナウイルス感染症	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

## 2 (略)

## (感染症の発生の状況及び動向の把握)

## 第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については、診断し、又は検査した日の属する週の翌週診断し、又は検査した日が日曜日の場合には、当該診断し、又は検査した日の属する週（月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一 当該指定届出機関（患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定するものに限る。）に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合（当該都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

二 前号の指定届出機関に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症により死亡した者に係るものにあつては、当該死亡した者の死体を検査した場合（都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあつては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五项及び第六項、第二十二条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

## 4 (略)

## (指定届出機関の指定の基準)

第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
二	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

## 2 (略)

## (感染症の発生の状況及び動向の把握)

## 第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については、診断し、又は検査した日の属する週の翌週診断し、又は検査した日が日曜日の場合には、当該診断し、又は検査した日の属する週（月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一 当該指定届出機関（患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むもののうち、都道府県知事が指定するものに限る。）に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合（当該都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあっては診断した患者(入院を要すると認められる者に限る)に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項(並びに脳波検査その他の急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)の患者を診断した場合に限る。)とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のため症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 5 (略)

## 第二十三条の五 削除

## 第二十三条の六 削除

3 5 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあっては診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

第三十二条の五 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項又は第四十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症は、新型コロナウイルス感染症とする。

(入院の措置等の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者)

第三十二条の六 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、新型コロナウイルス感染症の患者であつて、次に掲げるものとする。

- 一 六十五歳以上の者
- 二 呼吸器疾患を有する者
- 三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 五 妊婦
- 六 現に当該感染症の症状を呈する者であつて、当該症状が重度又は中等度であるものの事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 七 前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- 八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認められる者

## 附則

(医師の届出事項の特例)

## 第二条の二 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 当該者の所在地
  - 二 当該者が成年に達していない場合には、その保護者の氏名及び電話番号(保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の電話番号)
  - 三 感染症の名称
  - 四 検体採取年月日及び診断年月日
  - 五 診断した医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
  - 六 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
- 2 前項の場合においては、第四条第九項中「前各項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは「附則第二条の二第一項第四号中「検体採取年月日」と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、「第十一条第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

## 附則

## (新型コロナウイルス感染症の患者等の届出の特例)

## 第三条

第七条第一項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る)の規定にかかるわらず、同項第一号の指定届出機関(次項において「指定届出機関」という。)による新型コロナウイルス感染症の患者について診断し、又は新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検査した場合は、当分の間、法第十四条第二項の届出をすることを要しない。ただし、都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定の適用を受けた指定届出機関が法第十四条第三項の届出を行う場合においては、当分の間、第七条第二項の規定は、適用しない。

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

## 告 示

## 告 示

## ○デジタル序告示第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣總理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

一 令和五年四月二十八日 内閣總理大臣 岸田 文雄

一 令和五年度千葉県佐倉市物価高騰対策臨時給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度佐倉市一般会計補正予算における、千葉県佐倉市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)

二 令和五年度千葉県佐倉市子育て世帯生活支援特別給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度佐倉市一般会計補正予算における、千葉県佐倉市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)

三 令和五年度東京都世田谷区住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度世田谷区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)

四 令和五年度伊勢市物価高騰生活支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度伊勢市一般会計補正予算における、三重県伊勢市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)

五 別表上欄に掲げる給付(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

この告示は、公布の日から適用する。

## 別表(第五号関係)

## 給付

一 合和五年度宮城県仙台市住民税非課税世帯等への緊急支援給付金

二 援物価高騰対策特別給付金

算 令和五年度男鹿市一般会計補正予

秋田県男鹿市

## 予算

令和五年度仙台市一般会計補正予

宮城県仙台市

## 市町村

## (新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出の特例)

## 第三条

第二十三条の九第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする。」あるのは、「とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者については、当該届出をすることを要しない」とする。

三 合和五年度福島県いわき市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	予算	令和五年度いわき市一般会計補正予算	福島県いわき市
四 合和五年度埼玉県川口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	予算	令和五年度川口市一般会計補正予算	埼玉県川口市
五 合和五年度東京都江戸川区物価高騰緊急支援給付金	予算	令和五年度江戸川区一般会計補正予算	東京都江戸川区
六 合和五年度神奈川県藤沢市低所得世帯支援給付金	予算	令和五年度藤沢市一般会計補正予算	神奈川県藤沢市
七 合和五年度滋賀県大津市物価高騰対策緊急支援給付金	予算	令和五年度大津市一般会計補正予算	滋賀県大津市
八 合和五年度大阪府枚方市住民税非課税世帯等に対する給付金	予算	令和五年度大阪府枚方市一般会計補正予算	大阪府枚方市
九 合和五年度大阪府大阪狭山市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	予算	令和五年度大阪狭山市一般会計補正予算	大阪府大坂狭山市
十 合和五年度鳥取県鳥取市低所得世帯に対する物価高騰支援給付金	予算	令和五年度鳥取市一般会計補正予算	鳥取県鳥取市
十一 合和五年度広島県広島市物価高騰重点支援給付金	予算	令和五年度広島市一般会計補正予算	広島県広島市
十二 合和五年度高知県高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金	予算	令和五年度高知市一般会計補正予算	高知県高知市
十三 合和五年度福岡県北九州市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	予算	令和五年度北九州市一般会計補正予算	福岡県北九州市
十四 合和五年度福岡県福岡市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	予算	令和五年度福岡市一般会計補正予算	福岡県福岡市
十五 合和五年度福岡県大川市非課税世帯等臨時特別給付金	予算	令和五年度大川市一般会計補正予算	福岡県大川市

